平成２１年（フ）第３３２０号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目16番23―301号
債務者　柴田　里美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３２９号
福岡市早良区百道浜１丁目７番２―1905号
債務者　脇本　　学
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３３１号
福岡県春日市弥生５丁目36番地３スカイハイツ春日Ⅰ・702号
債務者　多田　一利
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３４９号
福岡県筑紫郡那珂川町中原６丁目６番14号アドバンス那珂川Ⅱ202号
債務者　二宮　千鶴
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３６４号
福岡市早良区四箇１丁目14番13号
債務者　高鍋都母子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３８０号
福岡市東区三苦２丁目16番64―101号
債務者　高宮　　剛
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３８７号
福岡市早良区飯倉８丁目５番13号
債務者　清水　秀和
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４０８号
福岡市西区姪の浜５丁目21番４号
債務者　大野　亜紀
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４３２号
福岡市博多区那珂２丁目５番８―103号
債務者　渕村　洋子（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４３４号
福岡県筑紫郡那珂川町大字成竹1197番地192
債務者　築地　洋平
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４３５号
福岡県宗像市泉ヶ丘１丁目14番地７
債務者　岡本　泰紀
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３号
福岡県朝倉市三奈木2390番地櫨畑団地106号
債務者　山内みさ子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５２号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目24番10号セジュール貴船102号
債務者　大貫　勇二
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７０１号
大分市大字寒田901番地の５　市営１Ａ３―82
債務者　足達　恒夫
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８４８号
大分県別府市大字亀川48番地の１
債務者　松尾　勝実
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８７２号
鹿児島県鹿児島市上福元町6599番地　西谷山ハイツ203号
債務者　本木下路子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１００号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1453番地２
債務者　橋口　睦雄
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係